

令和2年関川村議会3月（第1回）定例会議会議録（第3号）

○議事日程

令和2年3月19日（木曜日） 午後3時 開会

- 第 1 議案第24号 令和2年度関川村一般会計予算
- 第 2 議案第25号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第26号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 4 議案第27号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第28号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第29号 令和2年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 7 議案第30号 令和2年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 8 議案第31号 令和2年度関川村下水道事業会計予算
- 第 9 議案第32号 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第10 陳情第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第11 陳情第 2号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情
- 第12 発委案第1号 県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出について
- 第13 議員派遣

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第24号 令和2年度関川村一般会計予算
- 第 2 議案第25号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第26号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 4 議案第27号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第28号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第29号 令和2年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 7 議案第30号 令和2年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 8 議案第31号 令和2年度関川村下水道事業会計予算
- 第 9 議案第32号 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算
- 第10 陳情第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 第11 陳情第 2号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編

・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情

追加日程第1 発委案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

追加日程第2 発委案第3号 公立・公的病院の「再編・統合」の白紙撤回と、地域医療の拡充を求める意見書の提出について

第12 発委案第1号 県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出について

第13 議員派遣

○出席議員（9名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君
8番	平	田		広	君	9番	伝		信	男	君
10番	菅	原		修	君						

○欠席議員（1名）

7番 高橋正之君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君							
副	村	長	宮	島	克己	君						
教	育	長	佐	藤	修	一	君					
総	務	政	策	課	長	野	本	誠	君			
住	民	税	務	課	長	渡	邊	浩	一	君		
健	康	福	祉	課	長	佐	藤	充	代	君		
農	林	課	長	富	樫	吉	栄	君				
建	設	課	長	渡	邊	隆	久	君				
教	育	課	長	熊	谷	吉	則	君				
住	民	税	務	課	参	事	富	樫	佐	一	郎	君
住	民	税	務	課	参	事	須	貝	博	子	君	
健	康	福	祉	課	参	事	佐	藤	恵	子	君	
観	光	地	域	政	策	室	長	大	島	祐	治	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長 河 内 信 幸
主 任 石 山 洋 介

午後3時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

7番、高橋正之さんから欠席の届け出がありました。

日程第 1、議案第24号 令和2年度関川村一般会計予算

日程第 2、議案第25号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 3、議案第26号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第 4、議案第27号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第 5、議案第28号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6、議案第29号 令和2年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第 7、議案第30号 令和2年度関川村有温泉特別会計予算

日程第 8、議案第31号 令和2年度関川村下水道事業会計予算

日程第 9、議案第32号 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、議案第24号 令和2年度関川村一般会計予算から日程第9、議案第32号 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算まで、以上9件を一括議題とします。

ただいま議題となっています議件につきましては、令和2年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

委員長、鈴木紀夫さん。

○予算審査特別委員長（鈴木紀夫君） 予算審査特別委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 会議規則第43条及び議会運営規定第88条の規定により、委員長報告に対する質疑は許されませんので、これより討論、採決に入ります。

委員長、ご苦労様でした。

初めに、議案第24号 令和2年度関川村一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和2年度関川村後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和2年度関川村宅地等造成事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和2年度関川村有温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和2年度関川村下水道事業会計予算について討論を行います。討論はあり

ませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和2年度関川村簡易水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第10、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

日程第11、陳情第2号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情

○議長(渡邊秀雄君) 日程第10、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情及び日程第11、陳情第2号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長職務代理副委員長、伝 信男さん。

○産業建設常任委員長職務代理副委員長(伝 信男君) 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

次に、総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決に入ります。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第2号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情について討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時16分 休憩

午後 3時17分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1 発委案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

追加日程第2 発委案第3号 公立・公的病院の「再編・統合」の白紙撤回と、地域医療の拡充を求める意見書の提出について

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1 発委案第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について及び追加日程第2 発委案第3号公立・公的病院の「再編・統合」の白紙撤回と地域医療の拡充を求める意見書の提出についてを一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

初めに、産業建設常任委員長職務代理副委員長、伝 信男さん。

○産業建設常任委員長職務代理副委員長（伝 信男君）

発委案第2号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和2年3月19日

提出者 関川村議会産業建設常任委員会
委員長職務代理 伝 信 男

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

意見書の文面については省略します。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金・時間給1,500円を目指し大幅に引き上げること。
2. 政府は、最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業の支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡邊秀雄

（意見書の提出先）

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

厚生労働大臣 加藤勝信様
中央最低賃金審議会会長 藤村博之様

○議長（渡邊秀雄君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。
次に、総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君）

発委案第3号

公立・公的病院の「再編・統合」の白紙撤回と地域医療を求める意見書の提出について
地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和2年3月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊藤敏哉

関川村議会議長 渡邊秀雄様

公立・公的病院の「再編・統合」の白紙撤回と地域医療の拡充を求める意見書。

文面は省略いたします。

記

1. 「地域医療構想」推進のために、「再編・統廃合」の対象とした新潟県内22病院を含む全国424病院のリストと「再検証」の白紙撤回をすること。
2. 地域医療を守るため、新潟県内22病院を含む全ての新潟県内医療機関の存続及び一層の充実と、医師・看護師などの確保を進め、地域住民が医療を受ける権利を保障する施策を強めること。その実現のために国として財政措置を初めとした支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡邊秀雄

（意見書の提出先）

厚生労働大臣 加藤勝信様

○議長（渡邊秀雄君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。
これより討論、採決に入ります。

初めに、発委案第2号について討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより発委案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、発委案第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発委案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより発委案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。

したがって、発委案第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

日程第12 発委案第1号 県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第12 発委案第1号 県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長(伊藤敏哉君)

発委案第1号

県立坂町病院の活性化を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和2年3月19日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊藤敏哉

関川村議会議長 渡邊秀雄 様

県立坂町病院の活性化を求める意見書。

文章については朗読を割愛させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見書の提出先)

新 潟 県 知 事 花 角 英 世 様

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

発委案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第1号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

日程第13、議員派遣

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議員派遣を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣すること
にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議員派遣についてはお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定し
ました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時25分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員